

# 開始目前！インボイス制度のポイント解説

2023年10月1日から開始されるインボイス制度。「課税事業者」は、「免税事業者」から仕入れる場合に自社の税負担が増す可能性があります。また、「免税事業者」は、インボイス（適格請求書）を交付しないと販売先の「課税事業者」から取引を見直される恐れがあります。自社の経営に与える影響を見極めて、制度への対応を進めましょう。

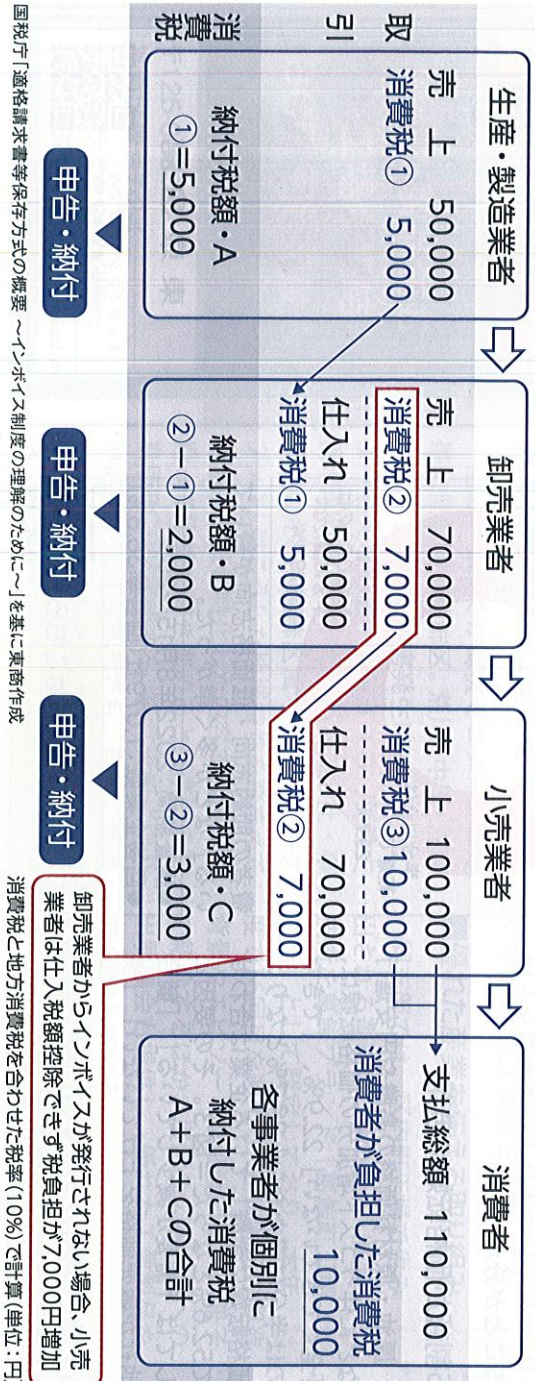
## 1. インボイス交付はなぜ必要か？

解説に入る前に、まずは「自社でインボイス（適格請求書）を交付する必要があるのか」を確認しましょう。インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者（以下、登録事業者）に限られます。登録事業者になれるのは課税事業者のみで、免税事業者は登録することはできません。課税事業者のほとんどは登録事業者になると思いますが、免税事業者が登録事業者になる場合、自ら課税事業者になる必要があります。

一方、免税事業者であっても、販売先が消費者のみである場合はインボイスを交付する義務がないため、登録事業者になる必要は基本的にはないと考えられます。自社の取引先を確認し、経営に与える影響を見極めた上で準備を始めましょう。

## 2. インボイスとは

インボイスとは、現行の区分記載請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追記したものであり、売り手は買い手に消費税の負担と納付の流れ



## 3. 課税事業者への影響

前述の通り、免税事業者はインボイスを交付できないため、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除の対象となりません。免税事業者からの仕入れは取引総額全体が本体価格（費用）として計算されることになり、課税事業者の損益に影響が出ます。

## 4. 免税事業者への影響

例えば、下の図において、卸売業者が免税事業者であったとすると、インボイス制度開始前の課税事業者（小売業者）の利益は3万円（10万円-7万円）、納付税額は3,000円となります。しかし制度開始後は、課税事業者（小売業者）は免税事業者（卸売業者）からの仕入れ7万7,000円（本体7万円、消費税相当額7,000円）に対して、消費税相当額7,000円を仕入税額控除することができません。納付税額は消費税から預かった1万円となり、制度開始前と比べると税負担は7,000円増加します。取引総額全体の7万7,000円が本体価格として計算されるため、利益は2万3,000円（10万円-7万7,000円）まで減少します。

義務か、納税義務のない免税事業者のままで値下げにより売り上げが減少することのどちらかを受け入れるか、検討を迫られるということです。

## 5. 具体的な対応・注意点

課税事業者は免税事業者から仕入れている場合、経営判断として、免税事業者に対して前項で説明したような要請を行うこととなります。

一方、免税事業者は課税事業者からの要請などが経営に与える影響を見極め、登録事業者となるかどうかを検討することとなります。

なお、事業者がどの取引先とどのような条件で取引を行うかは取引先との自由な交渉、当事者の自主的な判断に委ねられ、制度開始を契機として上記の要請を行うこと自体が直ちに問題となることはありません。

しかし、免税事業者である小規模事業者は、買い手である課税事業者と比べて取引条件の情報量や交渉力の面差があり、一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このため、買い手は独占禁止法、下請法、建設業法といった関係法令の規定に留意し、売り手との話し合いでは、交渉が高圧的と受け取られないようお互いの事情を説明し合いながら慎重に行う必要があります。

なお、制度開始後6年間は、免税事業者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置（最初の3年間は仕入税額相当額の80%、次の3年間は50%）が設けられています。制度開始までを準備期間と捉え、早めの準備を始めることが大切です。（藤田功税理士事務所代表 藤田 功）

特集インボイス制度(国税庁)

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A(公正取引委員会)

厚生労働省委託 高齢者活躍人材確保育成事業



### 事業主の皆さま、慢性的な人手不足や人材のミスマッチにお困りではありませんか

### こんなケースに

- 求人を出すのが面倒だ
- 突発的な業務が集中してしまった
- 出産や育休・病气など社員の離職期間中の補填
- 年末調整時期などの事務多忙期の一時的補助

### 豊富な知識や経験値、高い就業意欲を持ったシルバー人材がお役に立ちます。

### 人材確保の間口がグッと広がる！地域のシルバー人材センターのご活用を！

#### シルバー人材センター利用のメリット

- 経験豊かな人材が即戦力として活用できる。
- 採用に関する事務処理が生じない。
- 必要な時だけ、必要な量の仕事を依頼できる。
- 営利を目的としないので、比較的割安。

ご相談はシルバー人材センターが承ります。お受けできる仕事は各シルバー人材センターへ人材センターへ、お気軽にお問い合わせください。

- 事務分野
- 一般事務、経理事務
  - 簿記・宛名書き
  - 建物・施設管理
  - 駐車(輸)場の管理
  - イベント手伝い
- 管理分野
- ハウコンスナ
- 一般作業分野
- 屋内・外清掃
  - 封入封緘
  - ボスライニング
- サービス分野
- 育児サービス
  - 商品陳列
- 製造補助分野
- 部品の検査
  - 倉庫内製作業
  - 原木の切定
- 詳しくは <https://www.tokyosilver.jp>

公益財団法人 東京しごと財団 (東京都シルバー人材センター連合) 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3丁目3番ろ3号ニチレイ水道橋ビル3階 総合支援部 TEL:03-5211-2571 (平日 午前9時～午後5時) メール:sc\_jf@silver.or.jp sc\_jf@shigotaidan.or.jp